

令和3年第5回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和3年5月26日)

次 長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和3年第5回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、1番 松井委員、7番 松宮委員、12番 細川委員、の3名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長 本日は、令和3年第5回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、6番 菅原委員さんと8番 古池委員さんを指名いたします。

[日程 2]
議 長

日程2 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次 長 はい、議長
議案第14号は、〇〇の〇〇〇〇氏が農地4筆を〇の名義にするための申請であります。
詳細は、事務局書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長
(議案第14号資料説明)
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
また、現地確認の際に草刈等が必要と思われる農地がございましたが、申請者からは、現在は手が回らず管理が不十分であるが、今後農地として管理していく予定とこのことを確認しております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

古池委員 はい、議長。
本案につきましては20日に塩野委員と確認いたしました。申請地は田畑として利用すべき農地であり、管理が行き届いていない部分もありましたが、事務局確認のとおり申請者は管理を行っていくとのことでしたので、地元農業委員による指導も行うとのことでしたので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございます。
ただいま、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第14号 農

地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議についてを議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次長 はい、議長

議案第15号は、〇〇の 〇〇〇〇〇〇〇〇が、その〇〇〇〇〇である〇〇〇〇氏の所有する農地を資材置場として使用するため転用するものであります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長

(議案第7号資料説明)

本件は、〇〇〇が現在使用している資材置場のスペースが不足し始めたため、資料9ページのとおり、当該農地を資材置場として使用するための申請です。この農地は、次長が説明しましたとおり、〇〇〇の〇〇〇〇〇が個人で所有する農地であり、〇〇から近く、道路沿いにあるとのことで資材置場に使用する土地として選定したとのことです。

この申請地の農地区分につきましては、〇〇〇〇〇から300m以内にあることから、第3種農地に該当します。よって転用可能と判断いたします

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

古池委員 はい、議長。

こちら20日に塩野委員と現地を確認いたしました。当該農地につきましては、草刈などの適切な管理はされておりますが、周囲が宅地化していることから営農は難しい状況となっており、転用はやむを得ないものと判断いたします。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませ
んか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第15号 農
地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用
貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見
を付して県へ進達するものと決定します。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日
程を終了し、令和3年第5回の委員会を終了いたします。
慎重審議ありがとうございました。